

平成28年宇治田原町文教厚生常任委員会

平成28年9月14日

午前10時開議

議事日程(1の1)

(健康福祉部所管分)

- 日程第1 付託議案審査
議案第44号 宇治田原町地域子育て支援センター設置及び管理に関する
条例を制定するについて
- 日程第2 第2四半期の事業執行状況(変更)について
○健康児童課所管
- 日程第3 各課所管事項報告
○福祉課所管
・第2期宇治田原町地域福祉計画の策定に係る進捗状況について
・臨時福祉給付金及び年金生活者等支援臨時福祉給付金について
- 日程第4 その他

議事日程(1の2)

(教育委員会所管分)

- 日程第1 各課所管事項報告
○学校教育課所管
・うじたわら学び塾運営事業実施状況について
- 日程第2 その他

1.出席委員

委員長	7番	垣内秋弘	委員
副委員長	3番	山内実貴子	委員
	5番	今西久美子	委員
	8番	奥村房雄	委員
	9番	原田周一	委員
	12番	田中修	委員

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	田中雅和君
教育長	増田千秋君
健康福祉部長	光嶋隆君
教育部長	黒川剛君
企画財政課長	奥谷明君
福祉課課長補佐	廣島照美君
介護医療課長	青山公紀君
健康児童課長	立原信子君
保健センター所長	小川英人君
宇治田原保育所長	山下愛子君
地域子育て支援センター所長	中田正代君
学校教育課課長補佐	池尻一広君
学校給食共同調理場所長	下岡寛史君
社会教育課長	岩井直子君
社会教育課課長補佐	塚本吏君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	村山和弘君
庶務係長	岡崎貴子君

開 会 午前10時00分

○委員長（垣内秋弘） 皆さん、おはようございます。

本日は、文教厚生常任委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご多忙のところご出席をいただきまして、ありがとうございます。

本委員会は、開会日に上程され、付託されました議案第44号及び第2四半期の事業執行状況（変更）並びに所管事項報告につきまして、お手元に配付いたしました日程表により審査を行うことといたします。

また、町当局よりの資料につきましてもお手元に配付しておりますので、ご確認お願いします。

付託議案につきましては、委員各位の慎重な審査をお願いいたします。なお、スムーズな委員会運営のため所管課の審査を分割し、初めに健康福祉部所管分を行い、その後、教育委員会所管分を行うことにしたいと思います。

また、教育委員会所管分の日程第2、その他終了後、さきの6月定例会において可決されました一般会計補正予算（第1号）通級指導教室運営事業（田原小学校）でございますが、施設改修が完了いたしましたので現地視察に参りたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

また、本日の委員会において不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ありがとうございます。

町当局におかれましても、所管職員の出席につきまして調整をよろしくをお願いいたします。

ここで、理事者からご挨拶をお願いいたします。副町長。

○副町長（田中雅和） おはようございます。

朝夕涼しくなってきましたが、残暑厳しいものがございます。皆様におかれましては、ご健勝にてご活躍のことと存じます。委員各位におかれましては、平素から宇治田原町行政の推進、何かとご理解、ご尽力いただいておりますことに深く感謝申し上げます。

11日の日曜日は暑い中、宇治田原町消防団総合訓練へご出席賜りましてありがとうございます。また、先週8日の一般質問、一昨日の補正予算、新名神に新庁舎の特別委員会に続きまして、本日は文教厚生常任委員会にご参集いただきましてありがとうございます。

います。垣内委員長、山内副委員長のもと、文教厚生常任委員会を開催していただき、地域子育て支援センター設置及び管理に関する条例の制定につきましてご審議をお願いするとともに、各課の第2四半期の事業執行状況（変更）及び所管事項報告をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

また、先週月曜日、5日の夜に発生しました断水につきましては、多くの住民の皆様にご迷惑をおかけしましたことに深くおわびを申し上げます。現時点で判明しております原因、経過、対応等の概要につきまして後ほど説明をさせていただきます。

議案につきましては、ご審議を賜り、ご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○委員長（垣内秋弘） ありがとうございます。

ただいまの出席委員数は6名でございます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の文教厚生常任委員会を開きます。

これより議事に入ります。

日程第1、付託議案審査について。

議案第44号、宇治田原町地域子育て支援センター設置及び管理に関する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。副町長。

○副町長（田中雅和） それでは、議案第44号、宇治田原町地域子育て支援センター設置及び管理に関する条例を制定するにつきまして説明させていただきます。これにつきましては、現在、町立保育所内に設置している地域子育て支援センターを旧町立診療所に拡張、移設することに伴い、当該センターの設置及び管理に関する必要な事項を定める条例を制定するものでございます。

以上、よろしくご審議賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、立原健康児童課長のほうから説明を申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○委員長（垣内秋弘） 立原健康児童課長。

○健康児童課長（立原信子） それでは、議案第44号、宇治田原町地域子育て支援センター設置及び管理に関する条例を制定するについてご説明申し上げます。議案書とあわせまして、議案資料としております規則のほうもあわせてごらんください。

地域子育て支援センターにつきましては、平成14年に現在の町立保育所を開設した

際にあわせまして保育所内の一室に設置しておりましたが、このたび保健センター横の旧町立診療所の建物を改修しまして、10月末の移転予定として進めております。支援センターを設置するに当たりまして地方自治法第244条の2において、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならないとされているため、既存の支援センター事業の実施に必要な事項を定めました規則を廃止し、新たに条例を制定するものです。条例に定める事項としましては、公の施設を設置する旨及びその名称、位置、また町長が管理・運営すること等を規定しています。

また、現在の子育て支援センターで実施している子育て支援拠点事業及び利用者支援事業が継続して速やかに実施できるよう、事業内容としまして必要な事項を定め、ほかに利用者の範囲、利用制限を明記しております。その他、条例の施行に関して必要な事項については別に定めるとしまして、規則委任しております。

規則におきましては、開館時間及び休館日、センター利用時における利用者の義務等を規定しています。開館時間につきましては、現状では午前9時半から午後4時までとじていますが、移転後は朝、夕30分の延長をし、午前9時から午後4時半と変更しています。現在は保育所内にあるため、保育所の登所、降所の混雑時間と重ならないようにする必要もありましたことから現在の時間設定としておりましたが、単独の施設となることもあり、開設準備等清掃の時間は確保させていただきながら、より利用していただきやすいように時間延長を行うものです。また、休館日につきましても、年始は1月1日から4日まで休館としておりましたが、庁舎等の状況や職員の勤務の体制に合わせまして、1月3日までの休館で、4日からの開設と変更させていただきたいと考えております。

このたびの移設に関しましては年度途中ということもあり、現状行われている業務が速やかに移行できるよう必要な事項を条例、規則で定めておりますので、今後、次年度以降におきましては、子育て支援のさらなる充実も図るため必要な体制を整える中で、よりよい施設を目指していきたいと考えております。説明は以上とさせていただきます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑がある方は挙手願います。原田委員。

○委員（原田周一） 今現在、改築いうんですか、改修されて10月ということなんですが、保育所内でかなり狭いところで従来やっておられて、今後は単独ですんで、かなり利用しやすいかなとは思うんですけれども、利用される方は、ご近所の方でしたら徒歩ということにはなるとは思うんですけれども、ほとんど車で来られるんですけれども、そこでちょ

っとお聞きしたいんですけれども、従来の保育所内に大体ご利用されていたのは、平均の人数で結構ですけれども、何人ぐらいか。それと移転することによってどれぐらいの利用人数、1日当たり見られているのか。というのは、駐車場スペースの問題もありますんで、その辺どうお考えなのかということをちょっとお聞きします。

○委員長（垣内秋弘） 中田所長。

○地域子育て支援センター所長（中田正代） 従来の人数ですけれども、今年度少し子どもさんの人数が減ったので、平均して大体10組程度の方が来られておられます。今度、拠点を移行することによってまた広くなるので人数のほうはふえると、また広報していきたいと思いますので、緑苑坂とかはすごく子育て世代が多いので、そちらのほうにもまた広報させていただいて、来ていただく方もふえるかと思っております。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 原田委員。

○委員（原田周一） 1日今まで10組ということなんですけれども、今後は利用しやすいということもあって、もっとふえるとは思うんです。そうなりとやっぱり先ほど言いましたように駐車場がかなり狭いんじゃないか、それと小さいお子さんがうろうろすると事故の問題とかいうこともちょっと考えられるんで、そのあたりはどういうふうに対応を考えておられるのか。

○委員長（垣内秋弘） 立原課長。

○健康児童課長（立原信子） 駐車場につきましては、ちょっとしばらくかつき町立診療所のほうが使用されていなかったということで、線が消えていた部分もありますので、もう一度線のほうを引き直して区画を整備しているところです。ただ、敷地がどうしても限られたものですので、いきなり20台、30台ということを確認というのが今の段階では難しいですが、可能な限りとめられるスペースに適正に区画を整備しております。ただ、1日10組、同時に10組ということが一斉に今も、現状として来られていたわけではないのですが、おおむね10組が同時に利用しても可能な範囲では車は現状とめられるかと思っておりますので、ただ何か行事等でたくさんお越しのときは、車の整備ということは、係員も配置して適正にご案内させていただきたいと思います。

ただ、どうしても今の限られた敷地内で対応になりますので、うまく誘導させていただいて職員駐車場も利用しながら検討していきたいと思っておりますので、くれぐれも事故のないようにだけ、何か行事中、もちろん保健センターのほうもお越しになりますので、そちらとあわせて駐車場の管理は、これから子どもさんがよく一緒に来られて歩かれるということを想定して、より一層気をつけてまいりたいと考えております。

○委員（原田周一） 結構です。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございませんか。今西委員。

○委員（今西久美子） 子育て支援センターについては、議会からも何度も要望も意見もございまして、移転をするたびにどんどん狭くなってきていたものが、今回、別の施設を使って子育て支援やっていると、拠点にするということで、それについては歓迎をするものです。

条例をちょっと見せていただいたんですが、まず、開館時間や休館日が条例にうたわれず規則でうたわれているというのはなぜでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 立原課長。

○健康児童課長（立原信子） 今回、単独の施設となりますが、管理に関しましては、あくまで町が直営で管理する施設となりますので、指定管理等行う場合はそういった住民さんに直結するような休館日とか利用時間も条例でうたわなければならないとされていますが、今回の施設はあくまで直営施設でありますので、既存の施設と同様に利用時間等は規則に委任させていただいたというところです。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 当然、この施設は指定管理になっては困るとは思っていますし、町直営でということではそれはそれでいいんですけども、ほかのうちの条例も全てそうなっていますけれども、総務省のほうでは公の施設についての設置や管理について条例できちんと定めるようにというような意向が出されているかと思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 立原課長。

○健康児童課長（立原信子） 指定管理の状況につきまして、あわせましたところで総務省の通達も出ているかと思えます。ただ今後やっぱり町内全体での施設で同様なことが言えますので、それはあわせましてそちらで検討を進めていく必要があるかと考えております。ただ、今回の件に関しましては、従前の施設と同様に定めさせていただいたところでありまして、規則の内容も資料としてお出しさせていただいて、議会のほうにも報告させていただいておりますし、今後もそのような何か変更がありましたら、議会のほうでもご意見いただきながらということ考えております。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 議会の意見も伺いながらということですけども、条例でうたうということについては、やっぱり重みがあると思うんです。変更する場合は議会に諮ら

なければならない。規則については相談するとおっしゃいましたが、議会に諮ら
ずに変えることができるわけで、そういう意味では、私は、開館時間にしても休館日に
しても、指定管理をしないということであっても、やっぱり条例にうたうべきやという
ふうに思うんですが、その辺、副町長にお伺いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○副町長（田中雅和） 先ほど、立原課長が申しましたように、基本的には総務省の通達
の指定管理をしたときに、いわゆるある面で勝手にといいますか、管理者とここでいう
町ですけれども、そのあたりが勝手にといたら変ですけれども、それらを勝手に決め
ないよという趣旨で、そういった開館時間等定めることを条例できちっと定めな
さいとそういう趣旨だと思いますので、今回先ほどもお話ありましたように指定管理者と
いうことは考えておりませんので、いわゆる従来通りの他の施設と同じように、規則で
委任すると、そのことをやっていきたいというふうに思っております。ただ、今後そ
ういった一般の施設も含めまして、全般的にいろんな動きといいますか、全般的なそ
ういったことにつきましても、条例というのは話が今後出てくる場合がありますとそれをあ
わせまして対応していきたいと思いますが、当面はこのような今回ご説明申し上げまし
たような規則のほうで委任をしていきたいと、一定対応していきたいと、このように考
えております。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 勝手にという話がありましたけれども、議会としたら町が勝手に
という思いもありますので、その辺はやはりせっかく新しく今回条例を制定するわけ
ですから、そういう意味ではきちんと条例に盛り込むべきやというふうに私は思います。

それともう1点は規則についてですが、規則も添付していただいているんですが、セ
ンターの開館時間。これは現在よりも前、後ろ30分ずつ延長していただいたというこ
とでしたので、それはそれでいいかなというふうに思いますが、休館日です、土日が
休みやと。これちょっと信じられないような思いで見えていたんですが、ニーズとしては
土日のニーズが非常に高いというふうに思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 立原課長。

○健康児童課長（立原信子） 今回の移設につきましては、10月という年度途中の移設
でございます。現体制で今の現状の運営が速やかに行われるよということ、現状
と同じ、基本として同じ開設時間、開設日を、それを少し可能な限り延長したところ
です。ただ、もちろん屋内の遊び場ということをたくさんニーズとしていただいでいて、
土曜日、日曜日の遊び場の確保ということも必要だと考えますので、そちらのほうは、

開けて勝手に遊んでくださいというわけにいきませんので、職員の体制とか全て整えた上で拡充していきたいと考えておりますので、その辺は拡充に向けて次年度以降、議会のほうともご意見いただきながら、またニーズのほうも拾い上げながら検討していきたいと思います。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 屋内の遊び場が必要やと、ニーズが非常に高いということもご認識いただいておりますし、土日についてもやっぱりお父さんがお休みの間に一緒にという希望ももちろんあるわけで、職員の体制というのもわかりますけれども、6月議会でこれ可決をされてもう3カ月たったわけですね。その間に体制も含めて整えて今回に臨むべきやったというふうに思うんですが、その点はどうか。

○委員長（垣内秋弘） 立原課長。

○健康児童課長（立原信子） ご指摘のとおり、全て体制が10月で整えることはできておりませんが、4月以降にまたさらに内容の充実も図ろうという形で、内部でいろいろ検討もしております。従前からまた今後目指していくと言っていた妊娠を望む方から出産、子育てにかかるまで途切れない支援という形で保健センター横にも持ってきておりますので、保健センターと支援センターと両方連携しながらできる体制を、今構築を目指しておりますので、そこら辺でちょっとお時間をいただいて、4月以降の体制の充実を目指していきたいと思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） お子さんがおられない方についても、やっぱりお仕事をお持ちの方もおられますし、相談したいという方については、土日というのは本当に非常に大事な日だと思うんです。次年度以降とおっしゃいますけれども、せっかく新しくこうやってできて、土日が休みやと、ちょっとどんなふうに考えてはんのかなと私は思うんです。体制に時間がかかっているということもありましたけれども、そこはやっぱり万全を期して私は臨むべきだったんじゃないかと、次年度以降土日どうなるかあれですけども、今回どうしても10月からの開設については無理やとそういうことでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 立原課長。

○健康児童課長（立原信子） 一定、今規則でお示しさせていただいた拡充を今回10月からはさせていただいて、土日というところは当然出勤になりますと、また平日の代替ということも必要になってきますし、保育所等でも専門職、保育士等の確保というのは非常の難しい状況でもあります。その辺も十分体制を整えながらと思っておりますので、

4月以降で対応させていただきたいと考えております。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 確かに、土日に出勤していただくということになれば、それは職員さんも大変かと思えますけれども、現に住民体育館や図書館では土日開館しております。図書館、文化センターについては休日も開館をするようになりました。それはやはり住民のニーズの大きさやというふうに思っています。その辺のニーズにはきちんと応えていくべきやというふうに思います。その辺、副町長、いかがですか。

○委員長（垣内秋弘） 副町長。

○副町長（田中雅和） 先ほど課長申しましたように、また4月以降については、それへ向けてといたしますか、4月以降について検討するというふうに言っていますように、まずは、今回は体制が十分整わない状況でございますけれども、まずは移設、開所ということをごさせていだきたいと、それに伴いまして、今後住民の皆様方の要望もよく踏まえながら、体制についても順次整えていきたいというふうに考えておりますが、現時点でいきなり、今の委員のお話のようなことがすぐできる体制は整っていないということでございますので、その辺はご理解を賜って、まずは10月の開所につなげていきたいと思っております。そういうことでいきたいというふうに思っていますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 体制が整っていないじゃなくて整えるべきやったんです。開設までに3カ月もあった中で、4月からできることが10月からできないというのも、ちょっとおかしな話であるというふうに思います。4月からといわずに体制が整い次第、土日開設をしていくべきだと思いますが、その点、最後にお聞きします。

○委員長（垣内秋弘） 副町長。

○副町長（田中雅和） そういう年度当初になるかわかりませんが、整うことができるのであれば、そういうように対応はさせていただきます。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 整うようであればじゃなくて整えてください。くれぐれもお願しておきます。

それともう1点。利用者の義務ですが、センター内で喫煙しないこととありますが、これは建物の中という意味でしょうか、敷地内という意味でしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 立原課長。

○健康児童課長（立原信子） 特に明記しておりませんので、基本は建物の中では喫煙はしないというふうにはさせていただいております。ただ今後、保健センター等もその辺を明確に示しておりませんので、保健センター、子育て支援センター、全体的な敷地のことで喫煙に関してはルール等を設ける等、検討を進めたいと思っております。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 受動喫煙が私は一番問題やというふうに思っております、お父さんやお母さんでも喫煙されている方おられますけれども、せめて町の姿勢として、敷地内での喫煙はをきちんと禁止をすべきやというふうに思いますがどうですか。

○委員長（垣内秋弘） 立原課長。

○健康児童課長（立原信子） 子どもさんがたくさんいらっしゃる保健センターにおりますので、その辺の健康管理というのは非常に重要だと考えております。ただ、施設全体的なことになりますので、町の中でも方針もまた定めていくということも必要かと思っておりますので、その中で保健センター、支援センターと一緒に隣接する敷地内のことについては積極的に進めてまいりたいと考えております。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 去年まで保健センターで住民の健康管理ということでやっていただいていた、そこがちょっとはっきり決まっていなかったというのが、今ちょっと改めてとんでもないなというふうに思ったんですが、役場に次いだ敷地内が禁煙になっているかと思うんですが、町の施設については積極的に敷地内全て禁煙にすべきやというふうに思っていますので、その点、ご協議いただけるということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○委員長（垣内秋弘） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようですから、質疑はこれにて終了します。

それではここで、議会改革の取り組みの一環として試行的な実施であります、自由討議に入りたいと思ひます。

自由討議につきましては、委員より申し出のありました議案第44号について行いたいと思ひます。

自由討議は質疑の後、討論の前に行うものとし、自由討議後の質疑は行わないものいたします。発言者はみずからの意見や考えを積極的かつ丁寧に述べるとともに、他の委員の意見に対しても真摯に耳を傾け、討議を尽くして論点を明確にし、最適な結論を

導き出すよう努めるものとします。

なお、行政当局は発言に加わらないこととし、自由討議の間退席しないことといたします。

また、自由討議の討議時間は原則30分以内といたします。これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(垣内秋弘) 異議なしと認めます。

直ちに自由討議に入ります。発言のある方は挙手願います。奥村委員。

○委員(奥村房雄) 支援センターと直接関係ないと思うんですけども、施設というか建物の中、前の診察室とか医療機器とかそんなもの全部もう入っていないんですか。

(「誰に聞いてはるんですか」と呼ぶ者あり)

○委員(奥村房雄) いやいや、この中で。ちょっとその辺、どうやったかなと。

(「向こうに聞かなわからん。さっきの質疑で聞いてたら」と呼ぶ者あり)

○委員(奥村房雄) いや、その辺ね。

○委員長(垣内秋弘) 質問的なことは我々としても答えられない部分ありますし、委員間の自由討議ですから、意見としてどんどんこういうふうなことを思うとか、思いを伝えてもろたらいいと思う。行政が答弁もちろんしないですし、この自由討議に入らないわけですから……。

○委員(奥村房雄) 自由討議やさげね、あえてちょっと聞いたんですけども、あの中で。

○委員長(垣内秋弘) 基本的には撤去されているんじゃないですか。

○委員(奥村房雄) そうですか。了解しました。

○委員長(垣内秋弘) 原田委員。

○委員(原田周一) 先ほど、今西委員のいろいろ、るる発言で土日の休みとかいうようなことが、私も土日オープンするというのは大いに賛成で、まして総計で目標1万人いうことでやって、定住促進策いうのを今、町もやろうとしているわけです。だからやっぱりその目玉商品としても、子育て支援に対して力入れているんやという対外的なアピールも含めて、やはりこういう充実した体制いうのは必要なんじゃないかと。

きのう、おととい、話させてもうたんですけども、やっぱりパッケージとして、トータルとして1万人を目指すという、その中のこれも一つやと。だから、この間の空き家対策でもそうなんですけれども、やはりトータルとしてこういう政策があって、1万

人を目指していくんやいう形で進めていかないと、何かちょっと小手先だけにそれぞれ縦割りの行政で終わっているんじゃないかという気はするんですけども、その辺どうでしょう。

○委員長（垣内秋弘） 山内副委員長。

○副委員長（山内実貴子） 今、原田委員が言われたとおり、本当にパッケージで考えていかなければいけないという中で、前を向いて進めていってくださっていることには期待しますし、今後どんどん拡充されることを期待していきたいと思います。

○委員長（垣内秋弘） この件に関して。今西委員。

○委員（今西久美子） 原田委員がおっしゃった縦割りでなくトータル的に見ていくということについては、私もそのとおりやと思います。そのためには、やっぱり一つ一つの施策を充実していかなければトータルとして前に進んでいかないわけで、今回本当にチャンスやと思うんです。せっかく新しい施設に移ると、この機会にやっぱり住民のニーズに伝えていくと。一つは住民ニーズがあって移設をしたわけですから、そこでさらに、土日の開館も含めて、開館時間を延長していただいたのは評価しますが、ちょっと土日が休みというのは本当にもうがっかりで、そういう意味では、原田委員は土日の開館は必要やというふうにおっしゃいましたけれども、ほかの委員さんの意見もちょっと聞きたいというふうに思います。

○委員長（垣内秋弘） 田中委員。

○委員（田中 修） 皆さん方それぞれ土日を開けてほしいというような意見が強いわけですが、やはり方向としてはそのような方向にってもらうように、今後また行政のほうで努力して考えていただいて、そしてまた先ほど原田委員もおっしゃっていましたが、トータル的に物事をやっていかないと、それはもう当然のことでありまして、全ての行政の中にある施策が全てそれ単独で行われるものではないわけで、トータル的に一つ一つ充実したようなものに仕上げてもらおう。それが行政の主流になると思いますので、今後ともその辺も行政のほうに働きかけて、よりよい住民のニーズが行政の中に反映されるように我々いろいろ話し合いしながら、行政のほうに訴えていったらいいと思いますので、その辺でいいんじゃないかなと思うんですが、以上です。

○委員長（垣内秋弘） ありがとうございます。

今、全員の方出していただきました。これは将来を含めて土日も開設したほうがいいと、あるいはまたパッケージとしてトータルとして、やはり前へ進めてほしいということで、こういうふうなことを機会に、やはり子育て支援あるいはまた1万人住民を目指

すための一つの方策として、ああいったものを充実させていく、子育て支援というのは非常にこれからの世の中の大事な部分だろうと思いますので、そういった部分では、これを一つのチャンスとして捉えて進めてほしいというようなことをごさいます。

ほかに特にありましたら。今西委員。

○委員（今西久美子） 委員さんからは積極的な意見が多数あったと思うんです。せっかく自由討議をしたのですから、一致をする部分については、やはり委員会名で町に対してきちんと要望をしていくと、文書で。そういう方向も、今後私は考えていくべきやというふうに思うんです。今聞いていただいていたけれども、自由討議しっぱなしで終わるというのではもったいないというふうに思うんですが、ほかの皆さんのご意見もお聞きしたいと思います。

○委員長（垣内秋弘） 一応スタイルとしてはっきりしたものを、議運等々でも論議しながら一定の標準的なものを見出して、そしてそれを行政にフィードバックしていきなり、あるいはまた提言していく、こういったルートをつくっていくことも今大事だろうかと思いますが、今はまだそこまで自由討議の部分だけで終わっている部分ありますんで、その辺は今後の中で、議運の中でも検討していきたいということ……。

○委員（今西久美子） ほかの委員さんの意見を聞いてほしいと言うたんです。

○委員長（垣内秋弘） ほかの委員さん、何かそれに対してごさいますか。原田委員。

○委員（原田周一） 今、委員長言われたんですけれども、こういうのは討議してせっかく付託されてやった中での話で、いろいろ意見出ているわけですから、その意見で前向きな意見であれば、当然委員会として出しゃいいことで、何も議運に諮って云々というような問題ではないと思うんですけれども。私はそう思います。

○委員長（垣内秋弘） 私は一応スタンダードとして、それをある程度一つのルールにのせて定着していく。これは文教だけがそういうような形じゃなしに、総建のほうも統一した形で全体の中で、これが全体論議の中のやつも含めてやはり総建は総建、文厚は文厚、全てそういうようなシステムとしてつくり上げていくということを申し上げているわけでごさいますんで、その辺はご理解いただきたいと思います。田中委員。

○委員（田中 修） 今、委員長もおっしゃったように、この自由討議いうのは一応やっていこうという方向でうちの議会の基本条例の中にも入っておりますので、そしてまた今回、しばらく試行的にやっていこうということで今は進めているわけですが、この委員間討議の中でのいろんな意見、また、行政に対して委員会としてやらなければならないというようなことが当然起こってこようかと思ひます。これにつきましては、ど

ういう形にしていくかいうことは、やはり一度議運に諮ってそのシステムをつくっておかなければいけないと思います。原田さんおっしゃるよううちの委員会で単独に出す、これはいいことやと思いますよ。しかしそれをそこに行くまでには、もう一度議運のほうに諮って、こういうようにやりたいと、うちの議会ではこういうようにやりたいというようなそういうシステムを先につくっておくと。これが大事かなと思うんです。

今、きょうやっていることを直接もうこのまま出すというようなことは、ちょっといかんというように僕は思いますので、先にとりあえず議運に諮ってこういう形でやろうということを示してからやってもらったほうがいいと思います。以上です。

○委員長（垣内秋弘） ほか、何かご意見ございますか。今西委員。

○委員（今西久美子） 今回、自由討議は試行的やということですが、さっき委員長おっしゃった提言というお言葉がありましたけれども、まさにそういう形で残していくと、一委員がこういうふうに言っている、数人が言っているというのと、委員会として行政にきちんと提言をするというのでは重みも全然違うと思いますし、今回本当に私はいい機会やと思うんです。一致して出せるような中身やと思うので、そういう意味では議運に報告をされたらいいと思います。文教厚生委員会ではこういうことになったので、こういうふうにしましたと、そういう報告で私はいいと思います。何も議運でそんなことしたらあかんと言われるような内容ではないと思うので。もう少し、ほかの委員さんの意見もお聞きしたいと思います。

○委員長（垣内秋弘） 奥村委員、何かございますか。

○委員（奥村房雄） 今、議長のおっしゃったような考え方で、やっぱり自由討議の出た意見をいかにまた反映させていくかということが大事なんで、その辺のルールづくりいうんですか、それはやはり議運でやってもらって進めてもらったらいいかと思います。

○委員長（垣内秋弘） 山内副委員長。

○副委員長（山内実貴子） 私も提言をしていくということは、それも一つとして大事かと思いますが、今回は試行的ということもありますので、一度議運に諮っていただきたいと思います。

○委員長（垣内秋弘） ほか、何かございますか。原田委員。

○委員（原田周一） 今のご意見なんですけれども、要は諮るか諮らんか、それからいい意見、後ろ向きな意見、いろいろこうあって、そのためにそれを自由にできる場がこの場なんです。だから逆に言うたら、変な話、今行政当局にそういうのを具申してはどうかというような意見あったんですけれども、それを極端に言うたら否定するのもこれ

自由討議の一つのことやと思うんです。だからそれはこの委員会で、私はあくまでその話の中で決めていって、だから先ほどから言うてますように、一々議運に諮るような問題ではないという気はします。

○委員長（垣内秋弘） 田中委員。

○委員（田中 修） 今、原田さんおっしゃっているの、ちょっと僕の言っていることと意味が違うと思うんです。原田さんおっしゃっているのは、この委員会の中でいろいろ意見を出し合った部分を提言として行政に渡そうかとそういう……。

（「何でもかんでもじゃないですよ」と呼ぶ者あり）

○委員（田中 修） ええ、何でもかんでも……。この中で決まった分については、協議した分については言うたらいいと思います。しかしそれをやるのは、やってもいいんですが、それをやるルールづくり、まずうちの議会として、これをそういうようにやろうかと、文教厚生として建設のほうもありますので、両方ともが同じスタンスでやらないと、こっちはこっちで勝手にやります、こっちはこっちでやりますというようなことにならないように、そういう体制のつくりをまず議運に諮って、そこでこのようにやりましょうということが決まれば自由にやってもらったらいいんですけども、だからその方向としては、一度こういうことをやりたいというふうなことを議運に出して、そこで協議してもらって、それで了解が出ればやったらいいということですので、その辺ご理解いただきたいんです。

○委員長（垣内秋弘） 今、自由討議やっていただいておりますが、あくまでも第44号の議題に対しての自由討議をもとに論議していただいておりますので、その辺で特に何か、大分意見も出してもらっていますが。よろしいですか。

（「もうないです」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） それでは、これにて自由討議を終わらせていただきます。討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 異議なしと認めます。

議案第44号、宇治田原町地域子育て支援センター設置及び管理に関する条例を制定するについての討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（垣内秋弘） 挙手全員。よって議案44号、宇治田原町地域子育て支援センター設置及び管理に関する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、今回、文教厚生常任委員会へ付託されました議案の審査を終了いたしました。

この審査の結果につきましては、文教厚生常任委員会委員長名をもって、委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時45分

再 開 午前10時47分

○委員長（垣内秋弘） 休憩前に引き続き会議を始めます。

日程第2、第2四半期の事業執行状況（変更）についてを議題といたします。

健康児童課所管について、当局の説明を求めます。立原健康児童課長。

○健康児童課長（立原信子） 前回報告させていただいておりました事業執行状況第2四半期分につきまして、変更がございましたのでご報告申し上げます。

5ページ目だけ変更がございましたので、その差しかえ分として添付させていただいております。

1番目の各種がん検診事業につきまして、従前、昨年度は10月からの受け付けとしておりましたが、今年度もう既に周知の折り込みチラシを入れさせていただいておりますが、9月1日から受け付けを開始しております。ですので、こちらのほう9月の執行状況のほうに記載をさせていただきました。

肺、胃、大腸がん検診として、12月21日、26日、乳がんの個別の無料クーポン分以外の集団検診として29年1月10日から12日、子宮頸がん検診としまして、府内医療機関で11月1日から翌年29年2月28日として予定しております。

昨年度と違いまして、乳がんの集団検診の時期が少し、昨年度は1月末で実施しておりましたので10月1日からの受け付けとしておりましたが、1月10日という早い時期になりましたので、早目に9月から受け付けを開始させていただきまして、受け付けの期間を少し長目にとらせていただいております。説明は以上です。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。今西委員。

○委員（今西久美子） 集団検診の曜日を教えてくださいませんか。

○委員長（垣内秋弘） 立原課長。

○健康児童課長（立原信子） 肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診は、平成28年12月21日は水曜日、26日が月曜日となっております。乳がん検診のほうは、翌年の1月10日火曜日から、火、水、木曜日となっております。子宮がん検診は期間をとっておりますので、その期間内となります。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 以前から土日の集団検診が実施できないかということで、ちょっとお願いもしていたんですが、その辺ご検討はどのようになっているのでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 手を挙げてください。小川所長。

○保健センター所長（小川英人） 昨年度も土日のがん検診ということで、ご質問がありました。今、各検診について、もちろん京都府北部のほうで実施されているという実績を聞いております。昨年从那の北部について、平日に受診された方の状況、休日にされた方の状況、結局昨年もありましたように、平日された方、休日に行かれるという主なところを聞いておまして、今、この南部の地域の休日検診について調査・研究していきまして、今のところ綴喜管内、特に土日開催がございませんでして、今後もいい面、悪い面を、今調査しているような状況でございます。よりよい検診の機会を設けるというのが、今、健康増進計画の中でもありますので、今後休日については研究していきたいと思っております。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 北部で平日に受けられていた方が休日に受けられたというお話ありましたけれども、それは平日いろんな用事をキャンセルしてでも平日に受けていた方が、うまいこと休日に受けられたということでいえば、利便性は高まったわけやというふうに私は思うんです。確かにニーズはあると思うんです。お仕事を休んでまでとか、いろんな用事をキャンセルしてまで、なかなか受けに行こうと思えないというようなお話の中で、土日に開催をしていただければ、行くチャンスがふえる方が私はふえるというふうに思います。

いつも言っています早期発見、早期治療のためには、それが医療費の抑制にもつながるということを思えば、検診の受診率はやっぱり上げていくべきやと思うので、そういう意味ではその先ほどおっしゃった健康増進計画の中の、より受けやすいような環境を

ぜひとも広げていただきたいと思いますし、研究もぜひしていただきたいと思います。
以上です。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○委員長（垣内秋弘） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

次に、日程第3、各課所管事項報告についてを議題といたします。

福祉課所管の第2期宇治田原町地域福祉計画の策定に係る進捗状況について説明を求めます。光嶋部長。

○健康福祉部長（光嶋 隆） それでは福祉課所管分ということで、第2期宇治田原町地域福祉計画の策定状況についてご報告を申し上げたいと思います。

今現在の取り組み状況でございますが、8月6日にワークショップの開催をいたしまして、旧田原地区、宇治田原地区に分けまして、一般公募の方、また区自治会役員様、社会福祉協議会の役員様、民生委員さん等、分かれてディスカッションを行っていただきました。内容といたしましては、委員長先生のご指導のもとに、今現在、地域の困り事ですとか、今後どういった取り組みをしていくかといったようなテーマを与えていただきました。グループごとに議論をしていただいたということでございます。総合文化センターで実施をいたしまして、トータルの参加者は34名の方に参加をいただきました。なお、療育の利用者の方につきましては、いろいろ事情もございまして、別途意見聴取を9月の中旬に行ったというところでございます。そうした意見をもとに、今後の計画の骨子づくりに反映をさせていきたいということで考えております。

次に、庁内の関係課への取り組み状況のヒアリングでございますが、これも現行計画における町の取り組み方針ごとに各課、また社会福祉協議会等へ状況のヒアリングを実施いたしました。日程的にはお盆を挟みまして、この三日間で実施をいたしております。

今後のスケジュールでございますが、後先になって恐縮なんでしょうけれども、9月16日に第3回目の委員会がございまして、住民意見聴取、ワーキング、こういったところで出ました結果の報告と計画の骨子案についての議論を16日に実施をしていただきたいというふうに考えております。

また、12月上旬になりましたら、第4回目の委員会で計画書の素案、パブリックコメントの実施を考えております。そうしまして、あと2月の下旬には、第5回目の委員会を開催いたしまして最終的に町長への意見具申の案ということを議論いただいて、3月には町長への意見具申をお願いしたいというふうに思っております。

なお、骨子につきましては、先ほど後先というふうに申し上げましたけれども、先にこの場でちょっとご報告というわけにもまいりませんので、今後、委員会の開催状況等ご相談申し上げながら、適宜ご報告をさせていただければというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。今西委員。

○委員（今西久美子） 一般公募が何人ぐらいおられたのかということと、福祉コミュニティグループというふうに書いていますが、これはどういうものなのかちょっとご説明をお願いしたいと思います。

○委員長（垣内秋弘） 廣島補佐。

○福祉課課長補佐（廣島照美） 一般公募の参加者についてでございますけれども、参加人数につきましては5名の参加者でございました。福祉コミュニティグループでございますけれども、こちらにつきましては、療育利用者ということでグループとさせていただいております。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） その療育利用者さんというのは何人ぐらいおられるんですか。

○委員長（垣内秋弘） 廣島補佐。

○福祉課課長補佐（廣島照美） 療育利用者につきましては、アンケートで回答していただいた方が45人です。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） ちょっと地域福祉計画ということで、内容的にはいまいちぴんできていなくて、非常に難しい中身になるのかなというふうに思っております。十分対象者とか庁内の関係課のヒアリングもしていただいておりますし、実際業務に携わる方が多いと思いますので、その辺の意向もしっかりとくみ上げていただけたらというふうに思います。以上です。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。

次に、臨時福祉給付金及び年金生活者等支援臨時福祉給付金について説明を求めます。
光嶋部長。

○健康福祉部長（光嶋 隆） 平成28年度の臨時福祉給付金及び障害遺族基礎年金受給

者向けの給付金についてご説明を申し上げます。

まず1つ目の、平成28年度の臨時福祉給付金でございますけれども、これは既に実施をいたしました給付金の引き続いて行われるものというふうなご理解をいただければというふうに思います。対象者が今のところ概算でございますけれども、約1,700人ほどいらっしゃいまして、それを今後精査をかけていきたいというふうに考えております。これは対象者の方が本年1月1日現在の住民票のある方、住民税均等割非課税の方ということで、これは従来の考え方と同じということで一律3,000円の給付をさせていただくということでございます。

続きまして、障害遺族基礎年金受給者向けの給付金でございますが、これは今申し上げました臨時福祉給付金の対象者の中で、かつ平成28年5月分の障害基礎年金や遺族基礎年金を受給されている方で、高齢者向けの給付金の受給者を除くということで、3万円を給付させていただくと。これも対象者の方をあらかじめ探っておりますけれども、42名ほどいらっしゃるのではないかとというふうに考えてございます。この方は先ほどの3万円と一緒に3万3,000円の給付ということになるかというふうに思っております。

今後の実施スケジュールでございますけれども、10月の広報紙にこういった給付金がありますということの周知をさせていただきますとともに、ホームページの掲載、また9月末には申請書の送付を行って、10月3日になりますけれども、申請書の受け付けを開始いたしたいというふうに考えております。また、新聞チラシ等でも周知をいたしまして、できるだけ申請漏れのないような形で進めてまいりたいというふうに思っております。

今後、前回もそうございましたけれども、一定期間を過ぎましてから申請をされていない方については、同様の形で周知をする必要もあるのだろうというふうに考えるところでございます。

それで11月になりましたら振り込みを開始いたしまして、1月末になりますれば申請の受け付けを終了というふうに考えてございます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。今西委員。

○委員（今西久美子） これどっちも当初予算にも上がっていたやつだと思っておりますけれども、特に2番の年金生活者と支援臨時福祉給付金のほうは人数も少ないということがありますが、どうしても高齢の方が多いかと思うんです。周知の方法ですけれども、広

報紙に掲載、ホームページに掲載、対象と思われる方に申請書を送付していただけるということですが、これで皆さんが申請、本当にできるのかというのがちょっとありまして、ちょっとある方を頭に思い浮かべているんですが、なかなか高齢者だけの世帯でお知らせが来ても、もう何のこともよくわからないという方もおられて、これだけでは本当にちょっと大丈夫かなというふうに心配しているんです。

一定期間が過ぎても申請されない方については、同様の方法でというふうにおっしゃいましたけれども、1回目の方法と同じ方法では私はだめやと思うんです。その辺はちょっと本当に丁寧に、これ国の制度なので、市町村が主体でということに今なっていますけれども、小さいまちだからこそできるような対応をぜひとも図っていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 光嶋部長。

○健康福祉部長（光嶋 隆） 前回の際にも、どういった方法で周知をするのかというご質問があった際には、封書ではなしに、はがきを使用します。封書につきましてはなかなか開封をいただけないといった面がございますので、同様の方法というのは、そのはがきというのを想定しております。

前回の事例でいいますと、はがきを送付いたしましてから、やはりもう目につくということで、幾人かの方は申請いただいたという実績もございます。そこを踏み込んで何とかということになりますと、いわゆる制度の趣旨、それと対象の方々のプライバシーの問題、そういったものもございますので、なかなか我々のほうで周知する分については限界もあるというふうに思っております。ただ、こういったことがありますよということについては、民生委員さん等を通じまして、広く口頭でも言っていたということも行っておりますので、そういう機会を有効的に活用すべきが我々のとれる方法なのかなというふうに考えておりますので、そういったことを基本に置きながら、今ご指摘いただきましたことも念頭に置きまして充実をさせるよう検討してまいりたいというふうに考えるところでございます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。

次に、日程第4、その他を議題といたします。

先般、国道307号で水道送水管の漏水事故がありました。それについて報告を求めます。副町長。

○副町長（田中雅和） それでは、お手元に資料を配付させていただいていると思いますので、国道307号（城山大橋付近）送水管漏水事故について、いいでしょうか。これに基づきましてご説明をさせていただきます。

まずこれにつきましては、一番最初に書いていますように9月9日夜、月曜日の8時、先週になりますけれども、午後の8時30分ごろに発生をいたしております。漏水場所でございますけれども、場所は国道307号岩山地内の城山大橋左岸側ということで2枚めくっていただけますでしょうか。そうすると地図があります。ここに書いておりますようなところでございます。これのいわゆる南方になります、この歩道からこの城山大橋のところには水管橋といまして水道管だけの橋がありまして、そこへ延びている、その手前のところの場所でございます。その場所で漏水が発生しております。

その漏水した管の状況でございますけれども、それはいわゆる2K送水管、ダクタイル鑄鉄管30センチの送水管、いわゆる立川浄水場から長山配水池へ送っておるこの水道管でございます、送水のメインの管でございます。これが破損しました。

原因ということで3番目に書いておりますけれども、いわゆる城山大橋水管部との取り合いに使用されている継ぎ手管、いわゆる可とう管、これも先ほどと同じページで2枚めくっていただいて、3ページ目に書いておりますけれども、下に写真がありますけれども、この中の黒く見える、白くといえますか、黒い部分なんですけれども、光って白く写真には出ておりますけれども、これが継ぎ手、可とう管といまして、いわゆる地震等で前後の管が揺れでいわゆる偏差、動きますとそれがその動きによってよくあるひび割れだとか破損しますので、それを柔軟に対応しようということで継ぎ目の部分をこういった硬質のゴム、いわゆる前後の変位をここで吸収しようというふうなものでございます。

そういったところであるんですけれども、実際これ用のゴムの変位は、許容は20センチまでは許されるというそういう設計になっておるところなんですけれども、それ以上の変位がこの場合に発生もしており、そしてそれが現象としてこの可とう管、すき間のところから漏水が激しく出てきたということです。

括弧の最後に書いてありますように、これ平成元年に実施したものでございまして、おおむねこういった可とう部のほうにつきましても、老朽というような判断はされず、変位が大きかったということでございます。

4番目に書いております断水件数、断水時間でございます。1から3番目が岩山の長山、それから隠谷、奥浄戸、この分全体で220戸ございますけれども、これは先ほど

の次の日の朝の午前3時半ぐらいから、次の日になりますけれども1日以上断水でご迷惑をかけたというところがございます。

4番目の工業団地につきましては、工業団地における貯水池もあると、そういうようなことで若干ずれておまして、断水が発生したのは、次の日の午後からということで、ただ復旧につきましてはかなり長いこと時間かかりまして、1日以上断水の時期があったと。

サンビレッジさんにつきましては、61世帯の方入っておられますけれども、これにつきましては給水等行うことによって、若干短い時間の断水のご迷惑をかけたということでございます。

6番、7番につきましては、いわゆる岩山の丸山地区、立川の奥田地区につきましては、若干断水の時間ずれておりますけれども、次の日の4時半から次の日の午前ということで半日強と。6番、7番については減圧の、いわゆる低い位置にあるということから、若干断水時間がずれているということで合計いたしますと約390件ということでご迷惑かけた件数でございます。

それで復旧体制につきましては、この緊急時のマニュアル等ございますので、それに基づきまして対策本部、まずは対策部ということで、下のほうの黒ポツにありますけれども、建設事業部長を長とする対策部を即日設け、そして、被害、断水の戸数が多くなるということで、対策本部を設置したところでございます。

いろいろ応急ということで、給水の関係でございます。給水につきましては、宇治田原町におきましても給水車1台ありますので、これはもうフル回転。フルで稼働させておりますけれども、それでは足りないということで、ここに書いています、いわゆる応援協定、災害時における応援協定に基づきまして、支部長の京都市さんのほうにも応援をお願いする中で、まず最初に宇治市、ここの黒ポツ4つありますけれども、給水につきましては宇治市さんのほうの3台、城陽市さんのほうの3台ということでまずは応援に来ていただき、そしてさらには、一番上の京都市あるいは八幡市さんのほうにもそれぞれの台数で応援に来ていただいたということでございます。

それで復旧につきましては、いわゆる管の入れかえということになりましたが、それにつきましては京都市のほうに資材を、いわゆる緊急時における材料を持っておられますので、そちらのほうから手配をし、調達したという状況でございます。

それから1枚めくっていただきまして、7番でございます。反省点といたしますか、考察ということで書いております。一つは半括弧の1番ですけれども、これにつきましては

は、長山のほうの配水区域の中の一部、岩山のほうの一部になるんですけれども、文化センターよりも東あたり、おおむね100戸くらいになりますけれども、ここはもともと長山の配水池からの配水区域ですけれども、これを1系いわゆる中央のほうから送ると、そういった配水ルートの変更を行いまして、このエリアにつきましては断水を免れることができたとなんな状況の一つの対応をしております。

それから給水のほうにつきましても、こういった給水があったわけですが、一つはマニュアルにつきましても若干反省点として書かせてもらっているんですけれども、2行目の終わりのほうからですけれども、中規模の断水、こういったことを想定したいわゆる給水協定の制定とか、この給水方法、この内容については今回マニュアルもなかったということもあり、いろいろ見直しが必要だというふうに考察するなり反省しているところでございます。

また、工業団地につきましても、今回初めてということでもいろいろ、配水池の大きさ等から企業活動の一部影響も与えたということがあって、これにつきましても、十分今後再検討する必要があるというふうに思っております。

また広報につきましても、途中給水してございまして、なかなか広報ができていないと、そういった多くの意見も受けておりますので、そういった中で断水の時間だとか、どういう状況になっているかだとかその点につきましての内容、あるいは回数とか、そのあたりにつきましても、広報につきましても反省点含めまして、今後見直しをしていきたいというふうに考えております。

それから、もう1枚図面なり写真めくっていただきまして、後ろにA3の資料をつけさせてもらっていますけれども、これにつきましては、経過の報告ということで一番左のほうの時刻というふうには書いています。発生のところは、9月5日20時30分ということで発生しております。そのいわゆるマトリックスで書いておりますけれども、2番目、送水管の状況はどうであったか。これ特にどういうふうに時系列的に復旧していったかを書いておりますし、また配水池の状況、水位がどうなっていた、それからまた最後は戻るわけですが、そういった状況、それが断水の状況、広報活動の状況、給水活動の状況、体制をどうしたんかと、それと特記事項ということで書かせてもらっています。これは経過を報告させていただいたものでございますので、説明については省略をさせていただきます。以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。何かございましたら挙手願います。今西委員。

○委員（今西久美子） これ、担当がこの委員会ではないので、きのうの総務建設常任委員会でいろいろ審議されたかと思うんですが、担当の職員さんにおかれては本当に2日間徹夜で復旧に努めていただいたということで、本当にご苦労さまであったというふうに思います。

一つ、この委員会として関係するのが、サンビレッジでないかなと思うんですが、副町長のほうから短時間でというお話ありましたが、これちょうど晩御飯をつくる時間帯でしたね。食事がつくれないということになったかと思うんですが、その辺の状況はつかんでおられるでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） 当日断水したときに、サンビレッジのほうに連絡とりまして、サンビレッジさんのほうには受水槽ございまして、一応そちらのほうを確認していただいたら、大方もう3分の1ぐらいになってきたということだったんで、もう、すぐ上下水道課のほう対応していただきまして、受水槽に随時水を入れておきまして、夜8時ぐらいに満杯という状況で、次の朝までは一応水確保できるというようなことで対応したところでございます。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） ちょっと経過のところにも書いていますけれども、サンビレッジについては、その受水槽の水残量が確認できないみたいなそんなお話もあったようなんですが、そして1時間後に警報が鳴ったみたいな話だったんですけれども、その辺はどのようになっているんですか。

○委員長（垣内秋弘） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） すみません。たしか午後3時ぐらいやったと思うんですけれども、一応サンビレッジのほうの施設長さんのほうと連絡、向こうから連絡いただきまして、確認いただいたときに低水位の警報鳴っているということやったので、その際にそれ以後ほっておくと、やっぱり夕食の時間ちょうどかかってきましたので、とれないということなので、水はすぐ確保させてもらって断水にはなっていない状況でした。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） この2.5時間断水というのは違うんですか。

○委員長（垣内秋弘） 青山課長。

○介護医療課長（青山公紀） 確かに圧は落ちたかと思うんですけれども、私がそのときに対応させていただいたので、そこで断水にはなっていなかったかと思うんですけれど

も。はい、すみません。

(「これとは違うんですかと。この報告は違うんですか」と呼ぶ者あり)

○介護医療課長(青山公紀) そのときに私は対応させてもらったんは、確かに圧は減ってきたということで、即、連絡させてもらって給水させていただいているんで、断水にはなっていないと思うんですけども、ちょっとそこら辺は実に申しわけないですけども、こちらのほうと相手の上下水道課のほうとの連携も、私のほうもちょっと確認とれていないので申しわけございません。

○委員長(垣内秋弘) 光嶋部長。

○健康福祉部長(光嶋 隆) 今ご覧いただいている資料、先の委員会の総務建設のほうで出ている書類です。恐らく、推測で恐縮なんですけれども、実質2時間半程度水がとまっただろうと。でも、受水槽があるので実際の使用には支障はなかったと。ただ警報が鳴って、これだと本当の意味の給水ができなくなるので、それで青山課長が説明申し上げましたように、何とかならないかということで給水車で給水をして、実際にその水道管からの断水というのは実際起きていると思うんですけども、受水槽に対する給水を行うことによって、実質的なご迷惑をおかけすることは回避できているのではないかというのが我々の解釈でございます。申しわけございません。

○委員長(垣内秋弘) 今西委員。

○委員(今西久美子) 新聞報道で、宇治田原小学校も対象区域になるので、早目に受水槽に給水をしてもらったみたいなそういう、だから全く支障はなかったというような報道があったので、担当課としては、今回の場所でいえばサンビレッジさんに一番迷惑がかかるかなと思うので、その辺適切に対応していただいていたんなら何ら問題はないと思うんですが、ちょっとその辺の担当課と庁内の関連で、きちんと整理をしておいていただけたらと思います。

○委員長(垣内秋弘) ほかにございませんか。原田委員。

○委員(原田周一) ちょっと私よくわかんないんですけども、この破損したところが平成元年に設置したということが明記されているんですけども、副町長にお聞きしたいんですけども、大体これの耐用年数というのは30年とか何かありますね、50年とか。これはどれぐらいなんですか。

○委員長(垣内秋弘) 副町長。

○副町長(田中雅和) 40年というふうに聞いております。

○委員長(垣内秋弘) 原田委員。

○委員（原田周一） 40年。まだあれが来ていないということですね。それからもう一つお聞きしたいのは、私よくわかんないけれども、この断水から復旧までの、これちゃんとか書かれているんですが、これが9月5日の8時半に発生して翌日の8時に対策本部いうのを設置されていますね、これを見ますと。大体、相当これ時間経過して、その間、多分この8時半の時点で上下水道課職員招集とこうなっていますんで、その間にずっと対応されていたんやと思うんですけども、その対策本部の設置というのは、これが遅いか早いか、私よく時間的にはわかんないですけども、こういう時間帯でいいわけですか。素人考えでは、もっと夜中にでも、その後の被害ずっと見てみますと、もっと早く設置すべきちゃうかなという気はするんですけども。

○委員長（垣内秋弘） 暫時休憩します。

休 憩 午前11時23分

再 開 午前11時24分

○委員長（垣内秋弘） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。副町長。

○副町長（田中雅和） ここに書いておりますように、対策本部、それは8時ということになっております。これにつきましては、まず発生したとき、その被害の状況等十分把握できていなくて、そういう面ではすぐ対策部としては対応していたわけですけども、その被害の状況、その内容につきましては、深夜ということ等もありましてなかなか判明もしない。そういう中で、断水につきましてもまだ発生もしていない、そういう中でその日が暮れて、そしていよいよ皆さんもいわゆる水道を使われるとそういう中で断水も発生し、これにつきましては、被害も相当ふえるんじゃないかという想定されましたので、それで実際のところ集まって設置したのが8時ということで、いわゆる状況の内容からして8時というのは遅くもない、特別早いというわけでもないですけども適切であったというふうに判断をしております。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 原田委員。

○委員（原田周一） 私はもうこの対策本部というのは、この前の丸山の307の土砂崩れのと、ああいう緊急で起こったというのは、それがずっと頭に浮かんだんで、やっぱりこういうのは早く設置するにこしたことはないと思うんですけども、その辺お願いしたいと思う。

それからもう一つ、送水管です。ここのところで、午前4時に結局その管の保管なしということ、これ在庫がなかったと思うんですけども、これ本管の部材ですよ、本管の送水管の。こういうのは最低限、私はある程度はストックいうんですか、在庫とし

て持っておくようなもんやとは思いますが。個別の家庭に入っているようなものであれば、そこだけのことであれなんですけれども、これ本管ですと、かなり広域に今回みたいにかう影響あるということやと思うんですけれども、その辺どうなんでしょう。

○委員長（垣内秋弘） 副町長。

○副町長（田中雅和） 先ほど写真で見ていただきましたこの可とう管というのは、どこでも使っているそういう品物でもなく、ですから継ぎ目に通常なら固定してしまうものなんですけれども、こういったものは本当に特殊な物でございます。しかも管としても30センチという大がかりなものでございます。先ほども申しましたように、こういった耐用年数も40年、若干40から50という意見もありますけれども、そういった長くもつという物でございますから、ですからそういったものにつきましては個々の市町のほうで常に保管すべき、値段も高価なものでございますから、すぐそういったものが常時年に何回も必要であるとそういったものではございませんので、やはりこういったものを保管するというのは重荷にもなるというようなことで、保管はしていないというのはある面やむを得ないというふうに、私は判断しておるところでございます。

○委員長（垣内秋弘） 原田委員。

○委員（原田周一） よくわかりました。頻繁に、こういったものが継ぎ手で何カ所ぐらいそれぞれの区域に送水管延びていてあるのかわかんないんですけれども、やはりその継ぎ目がたくさんあればあるほど可能性はあるわけですから、当然私は高価であっても1つぐらいの在庫は常に持って備えておくべきやとは思いますが、その辺は要望としてあれしておきます。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） その他、当局から何かございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 事務局。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございますので、日程第4、その他については終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時29分

再 開 午前11時31分

○委員長（垣内秋弘） 休憩前に引き続き会議を始めます。

それでは、教育委員会所管分に係る事項について進めます。

日程第1、各課所管事項報告についてを議題といたします。

学校教育課所管のうじたわら学び塾運営事業実施状況について説明を求めます。黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） それでは、学び塾運営事業につきましてご報告を申し上げます。

お手元のほうの資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

まず1番目といたしまして、期間でございますけれども、平成28年7月25日から8月24日までを開催期間としております。

2番目に参加状況、各教室、講座ごとの開催数、申込数、また実際に申し込みされた企画に対する参加人数等を記載しております。対象といたしましては、黄色の紙こちらのほうに各講座ごとの小・中学生であるとか、そういう人たちの区分といたしますか、対象者を示しております。

なお、英語検定を目指してにつきましては、中学3年生を対象といたしました英検対策の講座という形で取り組んでおります。申し込みのうち中学生につきましては、英語検定の32人と漢字検定の4人が中学生でございまして、そのほかにつきましては、小学生という形になってございます。

3点目、スタッフでございますが、一般の方、これは教職員のOBの方、地域の方々の参加ということで、32人の方につきまして延べ56回ご協力いただいております。

次の、町補助教員等でございますが、町の単費の補助教員、夏休み期間中でございますので、こちらの授業のほうに参画しております。そのほか教育委員会等のスタッフもこの中に含めております。大学生、高校生、これ地域の、宇治田原町内に在住していただいております大学生、高校生でございますが、それぞれ4人の方にご協力いただいております。

次に、参加者の感想でございます。

次のページにアンケートという形でつくっております。参加してくれた子どもたちに対しましてアンケート調査、簡単なものでございますけれども、アンケートを実施しております。全員にくまなくアンケートというのはちょっとできておりませんが、その中で参加しての感想という形のもの、参加の動機についてアンケートを集計したものをお配りしてございます。

参加者の感想といたしましては、大変よかった、よかったという形で、おおむね好評

いただいているものかなというふうに考えております。

参加の動機の方でございますけれども、この事業につきましては、みずから進んで参加するという形を求めているところがございますけれども、自分で決めたという形のもと、両親の勧めというのがほぼ同じ状態かなという形で、参加の動機の方は実態としては上がっております。

この事業につきましては、冬休みにつきましても実施を考えておりますところございまして、その内容につきましてはただいま検討中という形で、またまとまり次第、広報等につきまして多くの方々へ呼びかけをしていきたいと思っております。今年度初めての事業でございますけれども、準備期間等々がかなり短い中で多くの子どもたちに参加していただけたんかなという形で思っております。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。今西委員。

○委員（今西久美子） これ夏休み期間中ということですが、学び塾のほかに地域の方々の取り組みいろいろあったわけですね、子どもさんを対象にした。例えば、茶ッピー未来基金さんがやられていた夏の学校、それと、ことし26年目を迎えましたサマースクール等々いろいろあったわけですが、その保護者の方から日程の調整をしてほしいと、あっちも行きたいこっちも行きたい、でも日が重なっているから行けないというようなお声をお聞きしましたし、できれば申込先を一本化してもらえないかというようなお話もあったんです。なかなかそれは難しいと思いますが、それぞれお互いに子どもと取り合いみたいにならないように、できれば来年以降もやられるかと思うんですが、お互いの日程が重ならないような事前の調整ができないものかなと、ちょっと保護者の皆さんのお声を聞いていてそんなふうに思ったんですが、いかがでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） 今いただきましたご意見につきましては、ほかの方からも頂戴しているところがございます。先ほども申し上げましたように、本年度につきましては本当に準備期間が短くなってしまいました中で取り組みをしております、事業の開催につきましても、文化センターの教室空き状況をにらみながらという形になっております。

その中でそれぞれの事業さん、サマースクールさんですとか、夏の学校の関係も、あらかじめ日程をうちのほうに教えていただけるわけでもないですし、向こうさんのほうにつきましても、あいている日はいつなのかという形での調整になりましたので、その

辺調整できるところにつきましては、どのように調整ができるかも含めまして検討して、来年度取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございます。これにて質疑を終了いたします。

次に、日程第2、その他を議題といたします。

何かございましたら挙手願います。

（発言する者なし）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございます。当局から何かございませんか。事務局は。

（発言する者なし）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございますので、日程第2、その他について終了いたします。

それではここで、施設改修が完了いたしました通級指導教室運営事業、これ田原小学校ですが、現地視察に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございます。直ちに出發しますので、よろしくお願います。

なお、現地視察終了後、委員会室にお集まりください。現地視察は行ってから、ここへ一旦戻ってもらうということですのでよろしくお願いしたいと思います。はい。

○委員（今西久美子） 戻った後、質疑はできるんですか。

○委員長（垣内秋弘） できるだけ現地でやっていただいたらありがたいんですが、どうしてもここでやりたいというのであれば、ここでやっていただいたら結構ですが。

現地視察発 午前11時38分

再開 午後0時06分

○委員長（垣内秋弘） 現地視察ご苦労さまでございました。現地で質問していただいていたと思いますが、これだけは聞いておきたいという内容がございましたら、ここで聞いていただきたいんですが、特によろしいですか。今西委員。

○委員（今西久美子） とてもきれいにしていただいてよかったというふうに思っております。先日、私、通級指導教室に通われているお子さんをお持ちのお母様とちょっと話をする機会がございまして、当然町のほうにもお話しされていたかと思うんですけども、学期の途中で移動してくるということになりました、今回。私は少しでも早く実現

してよかったかなというふうに思っていたんですが、保護者の方にすれば、子どもさんにすれば、今まで多賀小学校で多賀小学校の先生と時間をかけて築いてきたきずながあったと、その結果、非常に楽しんで子どもさんは行っていたと。ところがそれが学期の途中でぶちっと切られて次から田原小行きますよと、全く新しい場所で新しい先生との学習になるわけですが、その辺のところもうちょっと配慮をしてほしかったというふうにおっしゃってありました。引き継ぎも当然していただいているかと思えますけれども、その辺の子どもさんの気持ち、保護者の方の気持ち等々十分配慮いただきたいというのが一つ。

それと授業時間中に授業を抜けて通級指導教室に行くということになっていましたけれども、授業を抜けてしまうとその抜けた授業がおくれてしまうわけですね。それをまた放課後にやらないかんみたいなことになるのは、私はちょっと本末転倒かなというふうに思っていて、それならば、今までは何か多賀小学校では放課後に行っていたというふうにおっしゃっていたんですけれども、放課後とか昼休みとか、ちょっともとの授業に支障がないような方法をぜひとも、子どもさんの状況とかにもよると思うんですけれども、考えていただきたいというふうに思いますが、以上2点、ちょっとどのようにお考えでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） まず1点目の学期途中でというお話でございますけれども、こちらにつきましては、1学期の間に多賀小学校で実施されている間に、田原小学校の担当する教諭のほうで、ご両親、親御さんの了解も得て、多賀小学校のほうの調整もさせていただいた上で、その子どもさんの状態、状況、指導のやり方等々もいわゆる引き継ぎの部分と顔合わせの部分、それからお母さん方への配慮といいますかフォローの部分も含めまして引き継ぎをさせていただいて、委員がおっしゃるように、せっかくなれたのというお声はあったんやという形も私たちも聞いておりますので、その辺十分に配慮してスムーズにこちらのほうにお越しいただけるようにという形で、だから当初は、引き続き多賀小学校のほうに行きたいんだけどというふうなお声もあったようなんですけれども、近くにあるんでというふうなお話と、しっかり引き継ぎもさせてもらいますんでということで、ご両親とお話しさせていただく中で、やったら田原小学校でお願いしますという形で、ご了解なりご理解いただいているものというふうに考えております。

2点目の放課後、昼休みの活用ということでございますけれども、今現在は多賀小学校に5名、先ほど教室等で複数名の増加という形でお話しましたけれども、恐らく

10名前後になろうかというふうに考えております。開設時に10名前後になりますので、この後もふえていくことは想定されますので、やはり田原小学校の子どもさんにつきましては、時間内のとり出しという形で放課後の部分は、宇治田原小学校からお越しいただく子どもさんの枠という形で確保していきたいという基本的な考え方で進めております。

その中で時間から出ていくんで、その間の補習ということもございますけれども、その辺は課目の調整なり学校の中でしっかりとフォローしていく、進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） しっかりとフォローしていくという話ですけれども、やっぱりクラスの中で一緒に学習することの大きな意味もあるわけで、田原小の児童だけが毎回毎回授業を抜けていくというのは、それもやっぱり一種不公平かということも思いますし、昼休みや放課後も、放課後その日一人ということではないと思うので、学年によっては授業が終わる時間も違いますので、その辺も考慮いただいて田原小の児童だけが毎回毎回授業を抜けてということにならないように、そこはちょっと工夫をしていただきたいと思いますがそれはできませんか。

○委員長（垣内秋弘） 黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） ことし開設する予定でございます。運営につきましては、随分試行錯誤する部分あるかと思いますけれども、基本的には先ほど申し上げましたように時間内につきましては、田原小学校のお子さん、放課後には宇治田原小学校のお子さんという形で進めてまいりたいという形で考えておりますのでよろしくお願いします。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） そこは対象の児童さんの思いとか、保護者さんの意向とかいろいろあると思いますので、その辺は十分聞いていただけたらというふうに思います。

それともう1点、先ほどもちょっと出ていましたけれども、宇治田原小の子どもたちは保護者が送迎をするわけですね。そこはやはり保護者の方に負担がいくということをこの間も申し上げてきたわけですけれども、先生が宇治田原小に行くと、必ずしも教室でやらないあかん、あの部屋でやらないあかんということでは私はないと思うので、そういうこともぜひご検討いただきたいと思いますがどうでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） 田原小学校、施設のどの部屋でも構わないということで、一定

その子どもがいる場所、居心地がいいといいますか、違和感を感じない環境を整えるといった点も必要かと思しますので、先生だけそこへ行けば対応できるというふうには我々は考えておりませんので、現在の田原小学校の中でまずは対応していきたいというふうにご考えてございます。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） それやったら宇治田原小にも同じような教室をつくるべきやというふうに思います。これは要望として申し上げておきます。以上です。

○委員長（垣内秋弘） ほかがございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございます。それでは、この辺で一応質疑を閉めたいと思います。

本日は、付託議案1件及び第2四半期の利用執行状況並びに所管事項報告の審査が終了いたしました。無事に終了できましたこととお礼申し上げます。また、当局におかれましても、詳細な説明、資料作成等ご苦労さまでございました。

第2四半期も終盤に差しかかり下半期に入ろうとしていますので、確実な事業執行に努めていただくことを強く求めておきます。

また、委員会所管に係ります重要事項・懸案事項の報告につきましては、今後においても遺漏のないよう重ねて要望しておきます。

以上で、本日の文教厚生常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さんでございました。

閉 会 午後0時15分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

文教厚生常任委員会委員長 垣 内 秋 弘